

詳細は、入札説明書によります。

(別表)

履 行 場 所	等級区分	入札及び開札の日時
長野市小鍋 裾花ダム	A、B 又はC	平成22年9月9日(木) 午後1時30分
長野市鬼無里 奥裾花ダム	A又はB	平成22年9月9日(木) 午後2時

河川課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成22年8月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
10月5日(火)	午後1時から 午後4時まで	軽井沢会場	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1 軽井沢町中央公民館	60名
10月13日(水)	午後1時から 午後4時まで	塩尻会場	塩尻市大門七番町4番3号 塩尻総合文化センター(中央公民館大会議室)	60名
10月19日(火)	午後1時から 午後4時まで	茅野会場	茅野市塚原一丁目9番16号 ちの地区コミュニティセンター	60名
10月26日(火)	午後1時から 午後4時まで	千曲会場	千曲市杭瀬下一丁目64番地 千曲市更埴文化会館(あんずホール)	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6

センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により、松本市旭2丁目4番16号藤原英夫から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成22年8月26日

長野県監査委員 浦野昭治
同 東方久男
同 柿沼美幸
同 下村恭

22監査第38号

平成22年(2010年)8月23日

(請求人) 様

長野県監査委員 浦野昭治
同 東方久男
同 柿沼美幸
同 下村恭

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)

平成22年6月18日付けで受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、別紙のとおり結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

松本市旭2丁目4番16号 藤原英夫

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成22年6月18日である。

なお、同月22日に請求要旨の追加、7月1日に事実証明書の追加が提出された。

3 請求の要旨

請求の要旨は、次のとおりである。

国土交通省所管の長野県一級河川に係る委託管理業務（以下「委託管理業務」という。）を執行する知事、その管理費予算及び決算を承認した県議会議員は、河川法（昭和39年法律第167号）に違反し公金を支出している。その事実は次のとおりである。

松本市市上384番3地先の女鳥羽川河川敷にある市上町会（以下「町会」という。）の石尊大権現の刻まれた石碑、祠の社殿その他の構造物（以下「石碑施設」という。）は宗教施設であり、平成15年5月30日に河川法第24条の規定による河川敷の占用許可を受けた。

しかし、平成18年7月に石碑施設を増改築した際、河川法第26条第1項の規定による占用工作物の許可申請が必要であったにもかかわらず、その手続が行われていないのは違法である。これは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第16項等にも違反する。

その上、河川法施行細則（昭和40年長野県規則第24号。以下「施行細則」という。）第4条に規定する占用料が免除されているため、北海道砂川市空知太神社事件の平成22年1月20日最高裁大法廷判決の新判断基準が適用され、日本国憲法（以下「憲法」という。）第20条第1項後段の宗教団体へ特権を付与する行為に相当し、同第89条の公の財産を特定の宗教団体が使用することを禁じた政教分離原則に違反する。

また、委託管理業務において100パーセント義務を負う知事が、町会に対し、河川法第75条第1項に規定する収去命令を行わないことは、憲法上の政教分離原則に違反し、行政財産の適正管理を怠る行為である。よって、次の措置を講じるよう求める。

- (1) 知事は、委託管理業務の平成21年度決算額金2,144億4,200円を全額返還すること。
- (2) 監査委員は、知事が占用許可を取り消さず、土地の返還及び石碑施設を収去しないことが、行政財産の適正管理を怠る事実であることを確認すること。
- (3) 監査委員は、町会に石碑施設の収去を命じるよう知事に対して勧告すること。

4 事実証明書

請求人から提出された事実証明書は次のとおりである（添付は省略）。

- (1) 松本市公園条例
- (2) 現存する石碑施設の写真
- (3) 平成15年5月30日付け長野県松本建設事務所指令15松建第9-17号の写し
- (4) 平成15年5月30日付け長野県松本建設事務所指令15松建第9-23号の写し
- (5) 判例時報No.2070平成22年5月11号の砂川政教分離（空知太神社）訴訟上告審判決（最大判22.1.20）の写し

5 補正命令

請求人は、委託管理業務を執行する知事並びにその予算及び決算を承認した県議会議員が、河川法に違反し公金を支出したとして、知事に対し平成21年度の委託管理業務決算額2,144億4,200円の全額返還を求めている。

しかしながら、監査請求書、これに添付された事実証明書、請求人から提出されたその他の資料等を総合して判断しても、

公金支出について違法又は不当な財務会計上の行為を個別的、具体的に摘示されているとは認められないため、請求人に対し、平成22年7月2日付け22監査第36号により10日間の期限を定め、次の事項について補正を命じた。

- (1) 国土交通省所管の長野県一級河川の委託管理費2,144億4,200円（請求書6頁では、2,144億5,400万円と記載）についての説明資料を提出するとともに、金額の相違について説明すること。
- (2) (1)の公金の支出について、その違法性又は不当性を、他の事項から区別して特定認識できるよう個別的、具体的に説明すること。

6 請求書補正

請求書補正は、平成22年7月6日に提出され、その要旨は次のとおりである。

- (1) 国土交通省所管の長野県一級河川に係る委託管理費の金額を削除する。このため、その説明もできないことになる。
- (2) 河川法第24条、第26条第1項、第75条第1項等に違反する(1)に係る経理は、河川費、河川総務費に含まれており、県の予算書及び決算書にも明記されているため、平成20年度決算書及び平成22年度予算書の河川費に関する部分の写しを提出する（添付は省略）。
- (3) 平成15年5月30日付けの占用許可（以下「当初許可」という。）は、憲法第20条第1項及び第89条の政教分離原則に違反している。なお、町会が平成18年7月に増改築した建物は、未だ河川法第26条第1項に規定する許可申請が行われていない。また、占用料の徴収手続が行われておらず、4年が経過し延滞金も発生している。これは施行細則に違反するため、町会、松本市長、知事及び関係県職員に対し損害賠償を請求せよ。

7 要件審査

法第242条第1項に規定する住民監査請求は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、契約の締結等のほか、公金の賦課・徴収若しくは財産の管理を怠る事実の財務会計上の行為の是正、防止を図ることを目的とするものであり、その対象となる行為は当該地方公共団体の財務会計行為に限られている。

また、この住民監査請求に際しては、監査対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することが必要である（平成2年6月5日最高裁判決）。

監査の実施に当たり、本件請求が法第242条の要件に適合しているか否かについて審査を行ったところ、6請求書補正(3)の趣旨から、占用料の徴収手続が行われていないことは、施行細則に違反しており、違法であるとして、町会、松本市長、知事及び関係県職員に対し、県に発生した損害を請求するよう求めたものであり、本件請求は要件を充足している。

8 請求の受理

本件請求は、法第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成22年6月18日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の期間

法第242条第4項の規定による監査委員の監査は、同条第5

項の規定により請求書を受理した平成22年6月18日から60日以内(以下「監査期間」という。)に行うこととされている。

本件請求に関し、同年7月2日に10日間の期限を定めて補正命令を行い、同月6日に請求書補正が提出されたため、補正に要した5日間は本案審理に進めないことから監査期間から除外する。

2 監査対象事項

(1) 第1の3請求の要旨中「河川法に違反し公金を支出している」との主張については、同6請求書補正を含め、既に請求人から提出された資料等を総合して判断しても、違法又は不当な財務会計上の行為が個別的、具体的に摘示されているとは認められないため、監査の対象としない。

(2) 第1の3請求の要旨中「町会に対し、河川法第75条第1項に規定する収去命令を行わないことは、憲法上の政教分離原則に違反する」との主張については、同7要件審査に記載のとおり、財務会計上の行為に該当しないため、法第242条の住民監査請求の対象とならない。

(3) 第1の3請求の要旨中「行政財産の適正管理を怠る行為」との主張については、本件河川敷は、国有地であるため、法第238条第1項に規定する県の公有財産に当たらず、法第242条の住民監査請求の対象とならない。また、河川の管理は、財産的価値の維持保存等を直接の目的としない公物管理に当たするため、財務会計上の財産管理行為には該当しないことから、監査の対象としない。

(4) 第1の6請求書補正(3)中「占用料の徴収手続が行われておらず、4年が経過し延滞金も発生している」との主張については、監査対象事項とした。

3 監査対象機関

建設部(河川課及び松本建設事務所)を監査対象機関とした。

4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定により、請求人に対して平成22年7月23日に陳述及び証拠の提出の機会を与えたところ、本人が陳述し、証拠が追加提出された。

(1) 陳述の概要

陳述は、概ね請求書の記載に沿って行われた。請求書に記載がなく、陳述で明らかになった主張の概要は次のとおりである。

ア 平成22年1月20日、北海道砂川市空知太神社事件の最高裁大法廷判決において、宗教団体に対する公の財産、公金の支出が、憲法第89条にいう特権の付与に該当し、政教分離に違反するという新判断基準が示された。

イ 石碑施設の建物は、平成22年7月12日に松本市の固定資産課税台帳に登録された。

ウ イの建物は、河川法第26条第1項に規定する許可を受けていないため、不動産侵奪罪の可能性はある。

エ 違法・不当な公金支出は、河川管理上の問題のため河川費全体ということもあるが、占用料が納付されておらず県に損害を与えていることは確かであり、この経理は河川総務費の中に含まれる。

オ 占用料の免除は、行政手続法に基づく手続のため、免除に関する書類が存在しなければならない。

(2) 陳述の際に証拠として追加提出された書面(添付は省略)

ア 2010年(平成22年)7月20日付け長野地方裁判所民事部

あて訴状の写し

イ 憲法Ⅱ(新版)宮沢俊義著・株式会社有斐閣発行の354～361頁(抜粋)

5 監査対象機関の陳述

法第242条第7項の規定により監査対象機関の関係職員等に対して陳述を求め、平成22年7月23日に陳述の機会を設けたところ、同月22日に陳述書の提出をもって陳述に代える申し出がなされた。

(1) 陳述書の概要

ア 石碑が設置されている土地について

石碑が設置されている松本市巾上384番3地先の国有地は、長野県知事が河川法第9条第2項に基づき管理の一部を行っている一級河川女鳥羽川左岸部に位置しており、その周囲の土地は「巾上緑地」と呼ばれる松本市が管理する都市緑地であり、いずれも女鳥羽川の河川区域に含まれる。

イ 石碑に関して行われた河川法の手続について

平成15年5月20日、巾上町会長(以下「町会長」という。)から石碑設置を目的とする河川法第24条の規定による許可申請が松本建設事務所長に対して行われた。松本建設事務所長は、当該土地の占用は河川管理上支障がないと判断した上で、石碑が巾上緑地の一角に存置されていたこと、巾上緑地についても同時期の平成15年5月8日に松本市長から河川法第24条の規定による許可申請が行われていたことから、石碑設置箇所が巾上緑地と一体の区域であると判断した。その上で、石碑の所有関係を考慮し、平成15年5月30日付けで、石碑設置箇所の占用許可を町会長に対して、その余の巾上緑地部分の占用許可を松本市長に対して行った。

また、町会長が当該土地の占用許可を得たことによる土地占用料について、占用箇所は松本市長が占用許可を得た巾上緑地と一体の区域であるとの判断から、施行細則第5条第1項第2号に該当すると判断して、徴収しない扱いとした。

当初許可の許可期限が平成20年3月31日であったことから、平成20年1月28日付けで、占用期間の更新のための許可申請が町会長から松本建設事務所長に対して行われた。ここで、河川法第24条の規定により得た許可の内容に変更が生じた場合は、変更の許可申請を行う必要があるところ、平成20年1月28日付けの許可申請は当初許可と同様の内容により行われていた。そのため、平成20年3月17日付けで、許可期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日に更新したこと以外は当初許可と同様の内容により占用許可を行った。

ウ 再調査により判明した手続上の問題点について

平成22年5月以降の請求人からの指摘等に基づき、現地調査、関係者に対する聞き取り等を実施した。その結果、当該占用に係る土地占用料徴収に関して、平成15年当時は巾上緑地と一体の区域の占用であるとして、施行細則第5条第1項第2号に該当するものとして扱っていたが、町会は当該規定には該当しないと判断される余地があることが判明した。

また、平成18年7月に、本来であれば河川法第26条第1項の許可が必要となる工作物の改築を許可なく行っており、

現在の占用の実態が当初許可の内容と異なっていることが判明した。

エ 公金の支出について

請求人は河川総務費が違法又は不当に使用されている旨を主張しているが、当該支出については法令や規則等に基づき適正に実施している。

オ 財産管理について

請求人は、石碑施設の収去を怠る事実の違法確認を求めているが、石碑施設の設置箇所は国有地であること、許可を受けた物件の撤去命令を含めた河川の管理は財産管理ではなく公物管理であることから、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に該当しない。

なお、平成18年7月に河川法の許可を得ずに行われた工作物の改築については、何らかの是正措置を要すると考えており、現在検討中である。

カ 占用料の徴収について

請求人は、占用料を徴収しないことにより町会に対して特権を付与していることが違法であると主張しているが、再調査の結果判明したとおり、平成15年当時に行った当該石碑占用に係る占用料徴収に関する判断に見直しの余地が生じていることから、現在、占用料徴収の可否について検討を実施しているところである。

(2) 監査対象機関の陳述書に対する請求人の意見

監査対象機関から提出された陳述書に対する意見の提出を、請求人に対して平成22年7月23日に6日間の期限を定めて認めたところ、同月29日及び8月3日に、請求人から意見書が提出された。意見書で述べられた主な追加の主張の概要は次のとおりである。

ア 平成18年7月に石碑施設を増改築した時点で河川法第26条第1項による変更の許可申請を行う必要があったにもかかわらず、当初許可と同じ内容で平成20年4月1日から平成25年3月31日まで許可期間を更新した。

イ 巾上緑地と一体区域との判断から占用料の納入がない実態は、目に見えない補助金として公金を支出していることになる。

ウ 河川費には河川管理業務に要する経費も含まれ、財源に税金を充てているため、その収入や支出、財産管理は法第242条第1項に規定する住民監査請求の財務会計上の行為に該当する。

6 監査対象箇所の調査

平成22年7月26日、監査対象箇所である松本市巾上384番3地先(女鳥羽川の左岸河川敷)の現地調査を、監査委員1名及び事務局職員2名により実施した。

7 監査対象機関の監査

法第242条第4項の規定により、監査対象機関である河川課及び松本建設事務所に対して、平成22年8月6日に実地監査を実施した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 町会に対する占用許可について

- ア 河川の名 信濃川水系 一級河川 女鳥羽川
イ 占用の目的 石碑設置のため

ウ 占用の場所 左岸 松本市巾上384番3地先

エ 占用物件の名称及び構造 石碑 A=21㎡

オ 占用面積等 21.0㎡

カ 許可期間 当初許可は、平成15年5月30日から平成20年3月31日までの期間。その後、平成20年1月28日付け申請により、平成20年4月1日から平成25年3月31日までの期間

(2) 町会の概要について

町会は、法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であり、その概要は次のとおりである。

ア 名 称 巾上町会

イ 事 務 所 松本市巾上4番27号

ウ 認可年月日 平成6年12月27日

エ 規約に定める目的 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと。

(3) 占用料を徴収しない扱いとした経緯について

町会長は、石碑の設置を目的として、平成15年5月20日に松本建設事務所長に対して河川法第24条の規定による許可申請を提出した。

松本市長は、平成15年5月26日付けで松本建設事務所長に対し、当該許可申請は現地調査の結果「別段支障なし」との意見を付して副申した。

松本建設事務所長は、現地において占用申請物の状況を確認し、松本市長の副申も踏まえ、河川管理上支障がないと判断した上で、石碑が巾上緑地の一角に存置されていたこと、巾上緑地についても同時期の平成15年5月8日に松本市長から河川法第24条の規定による許可申請が行われていたことから、石碑設置箇所が巾上緑地と一体の区域であると判断した。その上で、石碑の所有関係を考慮し、平成15年5月30日付けで、石碑設置箇所の占用許可を町会長に対して、その余の巾上緑地部分の占用許可を松本市長に対して行った。

また、町会長が当該土地の占用許可を得たことによる土地占用料について、占用箇所は松本市長が占用許可を得た巾上緑地と一体の区域であるとの判断から、施行細則第5条第1項第2号に該当すると判断して、徴収しない扱いとした。

当初許可の許可期間が平成20年3月31日であったことから、平成20年1月28日付けで、占用期間の更新のための許可申請が町会長から松本建設事務所長に対して行われた。この許可申請の内容が当初許可と同一だったため、松本建設事務所長は、現地において占用申請物の状況を確認せず、当該占用料については同様の取扱いとしたまま、平成20年3月17日付けで、許可期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日に更新する占用許可を行った。

(4) 松本市巾上384番3地先について

ア 占用許可面積は21.0㎡であり、その形状は、東西の一辺の長さが3.5m、南北の一辺の長さが6.0mの長方形である。

イ これに対し、現存する石碑施設の木造建築物の南側屋根の東と西の先端から下げ振りを垂直投下し、その間隔を巻き尺により計測したところ3.6mあった。また、その屋根の東の先端を垂直投下した東側には、町会が設置したコンクリートたたきがあり、その東西の間隔を同様に計測した

ところ1.25mあった。したがって、占用許可を受けた東西の一辺の長さに対し1.35mはみ出している可能性がある。ウイの建築物の梁に「竣工 平成十八年七月吉日」と記された板が付いていたため、当該建築物の改築が行われた時期を平成18年7月と認定した。

2 判断

(1) 第2の2監査対象事項(1)について

請求人は、第1の6請求書補正において、委託管理業務に係る金額2,144億4,200円(請求書6頁では、2,144億5,400万円と記載)を削除した上で「河川法第24条、第26条第1項、第75条第1項等に違反する当該業務に係る経理は、県の平成20年度決算書の写しの河川費支出済額89億7,667万2,198円、河川総務費支出済額1億1,045万2,869円の中に含まれている。その財源に国庫支出金及び河川占用料が充てられていることは、県の平成22年度予算書の写しに明記されている。」と説明し、知事に対して委託管理業務の平成21年度決算額を全額返還するよう求めているものと解される。

しかしながら、請求書補正を含め、既に請求人から提出された資料等を総合して判断しても、違法又は不当な財務会計上の行為が個別的、具体的に摘示されているとは認められないため、監査の対象としない。

(2) 同(3)について

請求人は、委託管理業務において100パーセント義務を負う長野県が、町会に対し、河川法第75条第1項に規定する収去命令を行わないことは、行政財産の適正管理を怠る行為であると主張し、監査委員に対して、占用許可を取り消さず、土地の返還及び石碑施設を収去しないことが、行政財産の適正管理を怠る事実であることを確認するとともに、町会に対する石碑施設の収去命令を勧告することを求めているものと解される。

第3の1事実関係の確認のとおり、請求人が主張する河川敷地は一級河川にあり、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が管理することとされている。また、同条第2項の規定により当該河川敷地を含む河川区域は、知事が法定受託事務として管理し、事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の規定に基づき松本建設事務所長が占用許可の権限の委任を受け管理することとされている。

法第237条第1項において、財産とは公有財産、物品及び債権並びに基金をいい、法第238条第1項において、この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産をいうものと規定し、同条第4項において、「公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」である「行政財産」と、「行政財産以外の一切の公有財産」である「普通財産」に分類されている。また、公有財産等の管理は、「財産管理」と「公物管理」の側面を有しており、前者が財産的価値を維持・保全するための管理であるのに対して、後者は特定の有体物(道路、河川等)を一定の行政目的を実現するために支障のない状態に維持する管理とされている。

平成15年4月22日の東京高裁の判決では「道路の管理といっても、道路としての機能の維持・発揮に支障が生じないようにするための道路行政上の管理の面と、その財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理の面とがあり、住民訴訟の対象となるのは、後者の財産的価値に限られ、前者の道路行

政上の管理はその対象にならないというべきである」と判示しており、道路管理に関する平成2年4月12日の最高裁判決の見解が採用されている。また、河川管理に関する昭和52年9月5日の東京高裁の判決でも「本件河川及び港湾は県の財産でなく、河川、港湾の管理権は住民監査の対象とならない」と判示しているところである。したがって、河川の管理は、財務会計上の財産管理行為には該当しないことから、監査の対象としない。

(3) 同(4)について

請求人は、平成18年7月に石碑施設を増改築した際、河川法第26条第1項の規定による占用工作物の許可申請が必要であったにもかかわらず、その手続が行われていないことにより、占用料の徴収手続が行われておらず、4年が経過し延滞金も発生していることは、施行細則に違反しており、違法であるとして、町会、松本市長、知事及び関係県職員に対し、県に発生した損害を請求するよう求めているものと解される。

このことについて、第3の1事実関係の確認に基づき、次のように判断する。

ア 占用料を徴収しない扱いの適否について

占用料を徴収しない扱いとした理由について、松本建設事務所長が施行細則第5条第1項第2号に該当すると判断したためとするが、その対象は「国又は地方公共団体」に限定されており、町会はこれに該当しない。また、同項第1号、第3号又は第4号のいずれにも該当せず、同条第2項に規定する減免も行われていないことから、その余の事実について判断するまでもなく、適法に処理されているとは認められない。

なお、これに伴い、県に発生した損害額は、平成15年5月30日以降の当該占用料相当額である。ただし、法第236条第1項の規定により時効が5年間のため、平成16年度以前の権利は消滅していることから、平成17年度以降の当該占用料は、その補てんが求められるところとなる。

したがって、占用料の徴収手続が行われていないとする請求人の主張には、理由があるものと認める。

イ 占用料に係る延滞金について

延滞金の額は、施行細則第7条第2項の規定により、納期限の翌日から納付の日の前日までの日数に応じ、滞納金額が100円以上であるときは年14.5パーセントの割合を乗じて得た額(その全額が100円未満であるときは、切り捨てる。)とされている。しかしながら、占用許可をするに当たり、松本市長が占用許可を得たところの上中緑地と一体の区域であるとの判断から、施行細則第5条第1項第2号に該当するものとして占用料を徴収しない扱いとし、町会に対し納入通知書を送付していないため納付義務が課せられておらず、延滞金は発生しない。今後、過年度分も含め施行細則第4条に規定する占用料を徴収するにしても、その納期限を施行細則第6条第1項に規定する時期まで遡及し、納入通知書を発行することはできないため、延滞金の徴収はできない。

また、当該占用料は国等への納付を要さないため、延滞金を請求されることはなく、県に損害が発生しているとはいえない。

したがって、延滞金も発生しているとする請求人の主張

は認められない。

ウ 一方、現地調査の結果、現存する石碑施設の木造建築物及びコンクリートたたきは、占用許可を受けた土地の東西の一辺の長さに対し1.35mはみ出している可能性のあることが判明した。これは、河川法第26条第1項に規定する許可を得ないまま平成18年7月に改築が行われ、また、平成20年1月28日付けで町会長から提出された占用期間の更新のための許可申請に対し、松本建設事務所長は、当該許可申請の内容が当初許可と同一だったことから、占用申請物の状況を現地において確認せず、当該占用料については同様の取扱いとしたまま、平成20年3月17日付けで、許可期間を平成20年4月1日から平成25年3月31日に更新する占用許可を行ったことによるものである。占用面積は、占用料算定の基礎となることから、現地を精査の上、平成18年7月以降の面積を是正する必要がある。

3 結論

(1) 本件請求のうち、町会に対する占用料の徴収手続が行われていないことについて、法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

知事は、町会に対する占用許可に係る平成18年7月以降の土地の占用面積を是正するとともに、適正な占用料を徴収するために必要な措置を、平成22年10月31日までに講じられたい。

(2) その余の請求を却下する。

監査委員事務局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月26日

長野県工科短期大学校長 藤井恒男

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等及び数量
マイクロコンピュータ開発支援装置5セット及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成22年11月1日から平成27年10月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野県工科短期大学校
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」とい

う。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の契約及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市大字下之郷字浅間原813-8

長野県工科短期大学校 事務局

電話 0268 (39) 1111

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成22年10月8日（金）午前10時
イ 場所 長野県工科短期大学校 本館棟2階 204会議室
- (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成22年10月7日（木）午後5時まで（必着）
イ 場所 上田市大字下之郷字浅間原813-8
（郵便番号 386-1211）
長野県工科短期大学校 事務局

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年10月4日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、

当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工科短期大学校長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Development system for embedded microcomputer system - 5 Sets with peripherals
- (2) Lease Duration:
From November 1, 2010 until October 31, 2015
- (3) Delivery place:
Nagano Prefectural Institute of Technology
- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and the other inquiries:
Nagano Prefectural Institute of Technology
813-8 Shimonogo, Ueda City, Nagano Prefecture
TEL: 0268-39-1111
- (5) Time and place for the tender and bid opening:
Time: 10:00AM October 8, 2010
Place: 204 Conference room, Nagano Prefectural Institute of Technology
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:
Time: 5:00PM October 7, 2010
Place: Secretariat, Nagano Prefectural Institute of Technology
813-8 Shimonogo, Ueda City, Nagano Prefecture
386-1211

人材育成課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年8月26日

長野県企業局南信発電管理事務所長

小松敬明

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
平成22年度奥木曾発電所演算処理装置修繕工事
- 3 工事箇所名
伊那市狐島
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 電気通信工事について入札参加資格を付与されていること。
 - イ 資格総合点数が758点以上であること。

ウ 建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（昭和60年7月30日付け60監第288号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

エ 種類を同じくする工事（情報処理装置設置工事）を国又は地方公共団体から元請けし、平成7年4月1日から公告日の前日までに誠実に履行した実績を有する者であること。

5 工期

着手日から平成23年3月10日まで

6 支払条件

(1) 前金払
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

(2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札条件注意書及び入札説明書を平成22年8月26日（木）から平成22年9月10日（金）まで次の場所において縦覧に供します。

長野県伊那市狐島3802-2

長野県企業局南信発電管理事務所

電話 0265 (72) 6121

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年9月10日（金）午後1時30分

イ 場所 長野県企業局南信発電管理事務所 2階会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年9月3日（金）午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局